

国民健康保険税(以下、国保税)は、皆さんが病気やけがをしたとき病院での医療費や保険の給付に充てられます。国保税は国民健康保険(以下、国保)制度を支える大切な財源です。今年度の国保税率が決定しましたので、お知らせします。

令和3年度国民健康保険税率表

※()内は令和2年度の税率

	課税方法	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
①所得割額	国保加入者の令和2年中の基準総所得金額に対し、右の割合を乗じた金額	6.53% (7.18%)	2.38% (2.45%)	3.20% (2.63%)
②均等割額	国保加入者1人ごとに課税される金額	24,100円 (25,600円)	8,600円 (8,600円)	14,700円 (11,300円)
③平等割額	1世帯ごとに課税される金額	16,900円 (19,000円)	6,000円 (6,400円)	7,300円 (5,800円)

※「基準総所得金額」とは、令和2年中の総所得金額の合計額から43万円(基礎控除)を控除した金額をいいます。

※国保税額の算定方法・・・世帯内の国保加入者の所得割額、均等割額、平等割額(世帯)の合計が世帯での国保税額になります。また、加入者の年齢によって課税される区分が変わります。

40歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分
40歳以上 65歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
65歳以上 75歳未満	医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険料(※)

※65歳以上の人の場合、介護保険料は国保税には含まず別に納めます。納付は原則として年金から天引きとなります。

交通事故など第三者から傷病を受けたときは

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合、医療費は本来加害者が支払うものですが、届け出により、国保で治療が可能です。一時的に国保が立て替えて、あとから国保が加害者に費用の請求を行います。

国保で治療を受けるときには必ず国保年金係へ届け出てください。なお、仕事中のけがは、労働災害保険(労災)の対象になるので、国保で治療を受けることはできません。

【こんなときは届け出をしてください】



交通事故に遭ったとき



暴力や障がい行為によるけが



他人のペットによるけが



飲食店や購入品などでの食中毒

国保や健康保険の加入・脱退手続きはお早めに！

退職等で今まで加入していた健康保険の資格を喪失したり、新たに就職先で健康保険に加入した際は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。自動的に変更にはなりませんので、異動があったその日から14日以内に届け出を行ってください。

国保に加入するとき

- 職場の健康保険などをやめた
- 子どもが生まれた
- 生活保護を受けなくなった

【加入の手続きが遅れると・・・】

国保に加入した月までさかのぼって保険料を納めてもらうことになります。

【手続きに必要なもの】

- 健康保険資格喪失証明書、退職証明書
- 印鑑
- マイナンバーがわかるもの

国保を脱退するとき

- 職場の健康保険などへ加入した
- 国保加入者が死亡した
- 生活保護を受け始めた

【脱退の手続きが遅れると・・・】

国保に加入し続けている状態になり職場の健康保険と国保の保険料を二重に支払ってしまう場合があります。

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証(社会保険に加入した全員分)
- 国保の保険証
- 印鑑
- マイナンバーがわかるもの

国保税の特別徴収について

65歳から74歳までの人で、以下の全ての条件に当てはまる場合、世帯主の年金から国保税が天引きされます。

【特別徴収になる条件】

- 世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満(※世帯主が国保加入者でない場合は対象外)
- 介護保険料と国保税の合計が年金額の2分の1未満の場合
- 年金が年額18万円以上の場合

特別徴収に該当になった人でも年金からの天引きを希望しない場合は、支払い方法を口座振替に変更できます。ただし、国保税の納付状況によっては口座振替への変更が認められない場合があります。

※変更できる納付方法は【口座振替】のみです。納付書払いへの変更はできません。

国保税の納税義務者は世帯主です

国保は、扶養の概念がなく、世帯単位で加入します。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者は世帯主(※擬制世帯主)となります。国保に関連する通知なども世帯主あてに発送されます。

※国保被保険者の属する世帯で、世帯主が国保未加入の場合があります。このような世帯を「擬制世帯」といい、世帯主を「擬制世帯主」といいます。